平成２３年（フ）第８４４８号
大阪府東大阪市新家西町９番４号
債務者　平沼美奈こと　高　　南順
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４６１号
大阪市西成区松１丁目２番25―213号
債務者　竹本　和子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４６６号
大阪市東成区深江南３丁目８番１号
債務者　岩川かよ子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４９３号
大阪市浪速区幸町２丁目３番37―501号
債務者　瀬川　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５１６号
大阪府摂津市鳥飼野々１丁目１番16―３号
債務者　具志堅　徹
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５３７号
大阪府豊中市大島町１丁目23番11号
債務者　清岡　房子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５３８号
大阪府寝屋川市点野６丁目７番５―402号
債務者　吉村　京子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５４０号
大阪市西淀川区出来島２丁目３番30号
債務者　尾形　直嗣
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５５０号
大阪市北区中崎３丁目３番６号、前住所神戸市東灘区深江南町４丁目７番23―802号
債務者　中尾　良介
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２５６号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番24―203号
債務者　山本　敏康
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２６号
神戸市東灘区岡本３丁目10番16―106号、従前の住所神戸市東灘区岡本４丁目９番30―208号
債務者　北村　久子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３６５号
神戸市須磨区車字道谷山２番地の１　市住１―308号
債務者　惣八　愛子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２号
長崎県対馬市美津島町雞知乙592番地４、前住所長崎県対馬市美津島町雞知甲995番地
債務者　田中　秀治
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
新潟県見附市速水町61番地
債務者　齋藤美佐子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
福岡県田川郡福智町上野162番地１
債務者　梅根　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１７３号
鹿児島県鹿屋市祓川町5107番地　市営住宅56号、前住所宮崎県都城市一万城町92号９番地コーポハローズ203号室
債務者　金﨑美保子（旧姓福留）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第４１８号
青森市大字三内字丸山38番地２
債務者　百川レツ子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係